

平成 19 年 1 月 16 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号
東京ビルディング 20 階
日本リテールファンド投資法人
代表者名 執行役員 近藤 順 茂
(コード番号 8953)
<http://www.jrf-reit.com/>

投資信託委託業者
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣本 裕 一
問い合わせ先 常務執行役員 南 俊 一
TEL. 03-5293-7081

投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可申請に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する本投資信託委託業者において、本日取締役会を開催し、金融庁に対して「投資信託及び投資法人に関する法律」第 10 条の 2 の規定に基づく認可申請（業務の方法の変更の認可申請）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

- (1) 複数投資法人の資産運用を行うことを前提とした社内体制の整備。
- (2) 運用を行う資産の種類に、海外キャプティブ再保険会社への優先株出資、特定の不動産に付随する商標権・温泉権その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められるものを追加。

2. 許可申請日

平成 19 年 1 月 16 日

3. 変更の理由

- (1) 複数投資法人の資産運用における体制整備
本投資信託委託業者は、本投資法人から受託する資産運用業におけるこれまでの長年に亘る実績と蓄積してきたノウハウを最大限に活用することを目的として、将来的に本投資法人を含む複数投資法人の資産運用を受託し、優良な不動産投資信託商品を提供することを考えております。就いては、投資法人間の利益相反の防止や関係法令等を遵守し、適正な業務遂行のための体制を整備すべく認可申請を行うものです。

(2) 運用を行う資産の種類追加

本投資信託委託業者は、運用経費の削減を目的とした海外キャプティブ再保険会社への優先株出資、特定の不動産に付随する商標権・温泉権その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められる資産についても投資することを可能とするため、運用を行う資産の種類に追加するものです。

(注) 海外キャプティブ再保険会社への優先出資について

海外キャプティブ再保険会社とは、保険契約者が自らのリスクを再保険として引き受けることを目的として設立する再保険会社であり、既に設立済のキャプティブ再保険会社へ優先出資のうえ運営を委託することにより、自ら設立・運営する負担を軽減することも出来ます。

保険会社は自社のリスクヘッジのため、保険契約者から引き受けた保険の一部を海外のキャプティブ再保険会社に委託し、キャプティブ再保険会社は自らのリスクマネジメントのために必要なリスクヘッジ(再々保険)を手配します。引き受けた保険契約における損害率が低い場合、キャプティブ再保険会社には保険引受利益が発生し、結果として保険料の削減につながります。

以 上